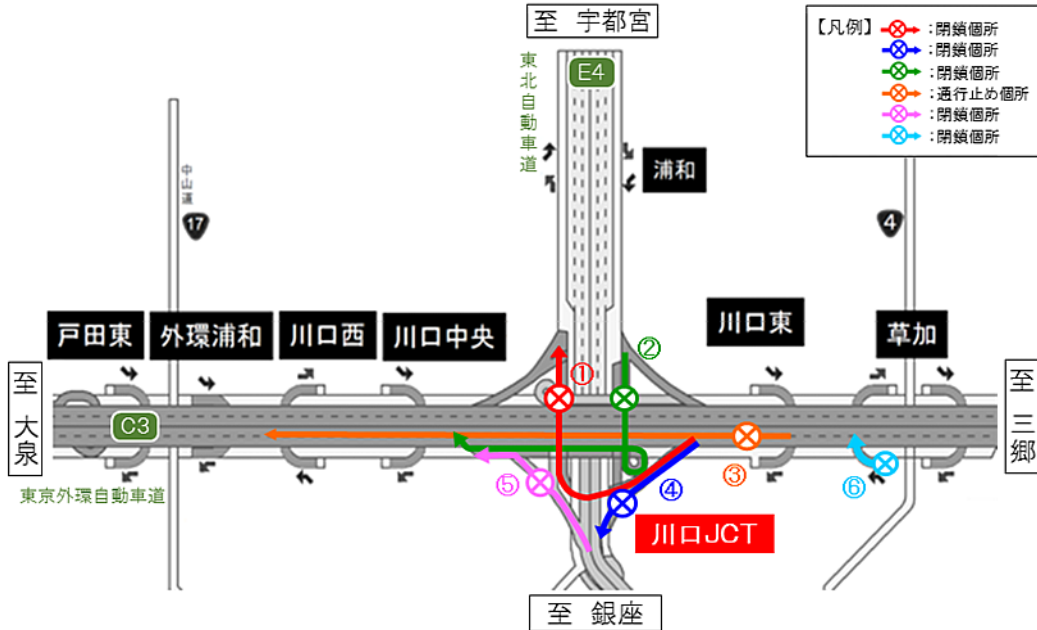


【別紙-1】

1. 通行止め・閉鎖箇所及び日時

(1) 通行止め・閉鎖箇所:

- ① 東京外環自動車道(以下「外環道」)内回りから東北自動車道(以下「東北道」)下り線へ流入する川口JCTのランプ
- ② 東北道 上り線から外環道 内回りへ流入する川口JCTのランプ
- ③ 外環道 内回り 川口東IC⇒川口西IC
- ④ 外環道 内回りから首都高速道路(以下「首都高」)川口線へ流入する川口JCTのランプ
- ⑤ 首都高 川口線から外環道 内回りへ流入する川口JCTのランプ
- ⑥ 外環道 内回り 草加ICの入口ランプ



(2) 日時

実施日: 令和2年10月19日(月)

①② 夜20時～翌朝5時

③④⑤⑥ 夜23時～翌朝4時

予備日: 令和2年10月20日(火)～22日(木)

①② 各日夜20時～翌朝5時

③④⑤⑥ 各日夜23時～翌朝4時

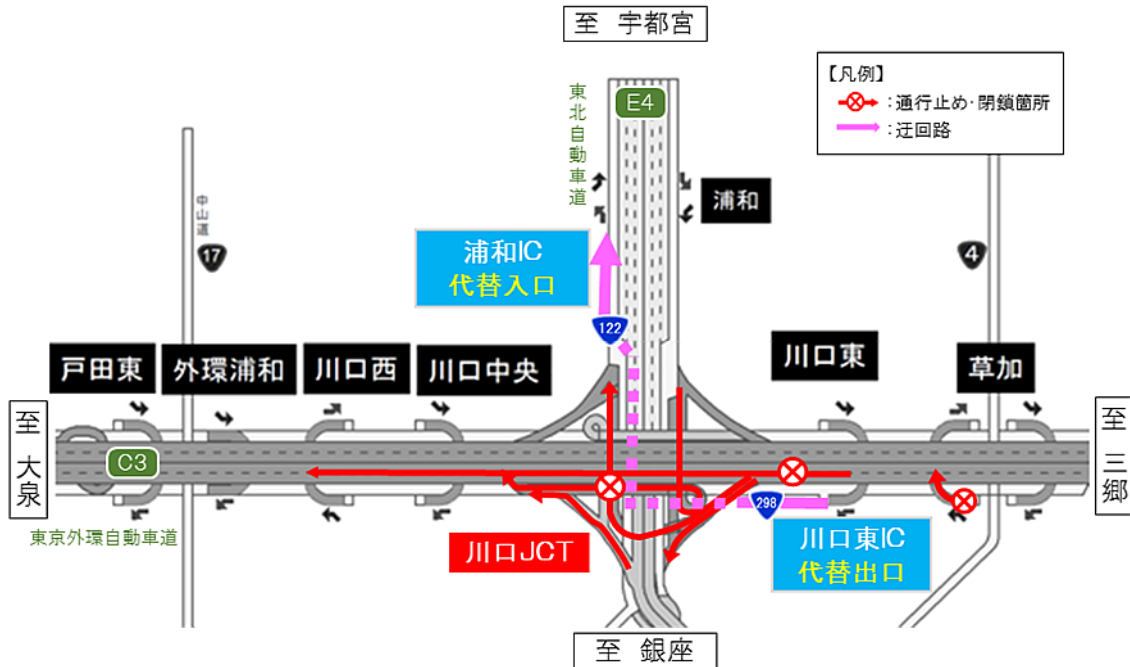
日	月	火	水	木	金	土
10月18日	10月19日	10月20日	10月21日	10月22日	10月23日	10月24日
	20時 5時	20時 5時	20時 5時	20時 5時	20時 5時	
	①閉鎖 ②閉鎖	①予備日 ②予備日	①予備日 ②予備日	①予備日 ②予備日	①予備日 ②予備日	
10月18日	10月19日	10月20日	10月21日	10月22日	10月23日	10月24日
	23時 4時	23時 4時	23時 4時	23時 4時	23時 4時	
	③通行止 ④閉鎖 ⑤閉鎖 ⑥閉鎖	③予備日 ④予備日 ⑤予備日 ⑥予備日	③予備日 ④予備日 ⑤予備日 ⑥予備日	③予備日 ④予備日 ⑤予備日 ⑥予備日	③予備日 ④予備日 ⑤予備日 ⑥予備日	

2. 迂回路

【1】一① 外環道(内回り)三郷方面から東北道(下り)宇都宮方面へ向かう場合

桃色矢印のとおり、外環道(内回り)川口東ICから流出し、国道298号を大泉方面に進み、国道122号との交差点を右折、国道122号を経て浦和ICをご利用ください。

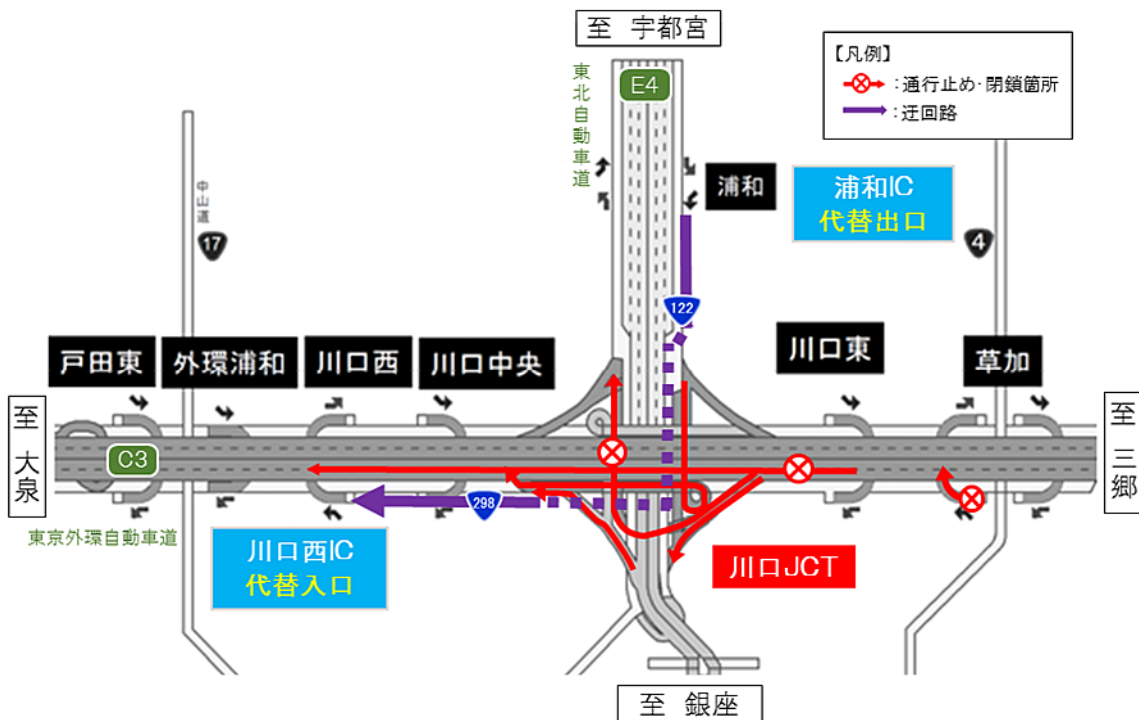
川口東IC⇒浦和ICを迂回した場合、所要時間は約11分(通常約5分)かかる見込みです。



【1】一② 東北道(上り)宇都宮方面から外環道(内回り)大泉方面へ向かう場合

紫色矢印のとおり、東北道(上り)浦和ICから流出し、国道122号を直進し、国道298号との交差点を右折、国道298号を経て、外環道(内回り)川口西ICをご利用ください。

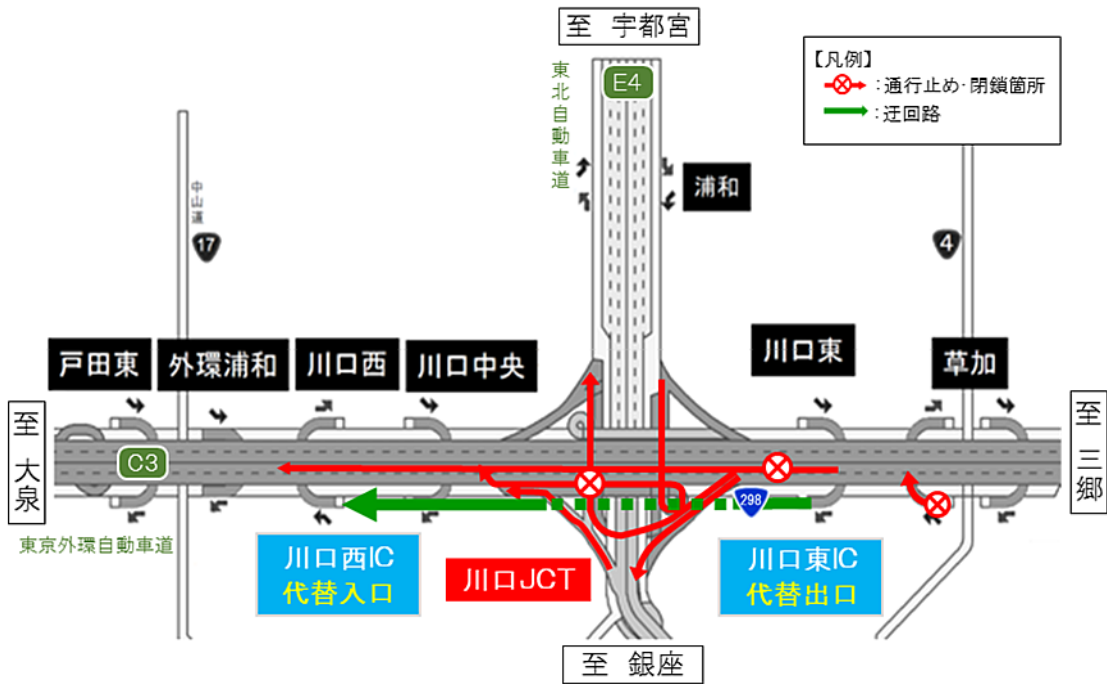
浦和IC⇒川口西ICを迂回した場合、所要時間は約12分(通常約7分)かかる見込みです。



【1】一③ 外環道(内回り)三郷方面から外環道(内回り)大泉方面へ向かう場合

緑色矢印のとおり、外環道 川口東ICから流出し国道298号を大泉方面に進み、川口西ICをご利用ください。

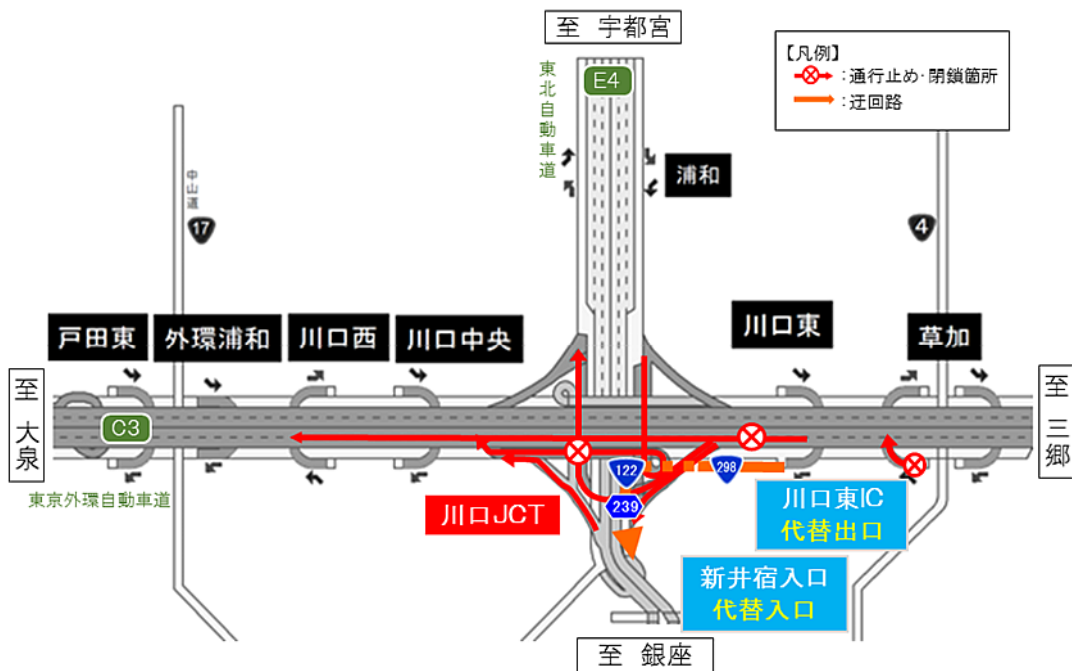
川口東IC⇒川口西ICを迂回した場合、所要時間は約7分(通常約4分)かかる見込みです。



【1】一④ 外環道(内回り)三郷方面から首都高 川口線 銀座方面へ向かう場合

橙色矢印のとおり、外環道(内回り)川口東ICから流出し、国道298号を大泉方面に進み、国道122号との交差点を左折、国道122号を経て、県道239号を直進し、首都高 川口線 新井宿入口をご利用ください。

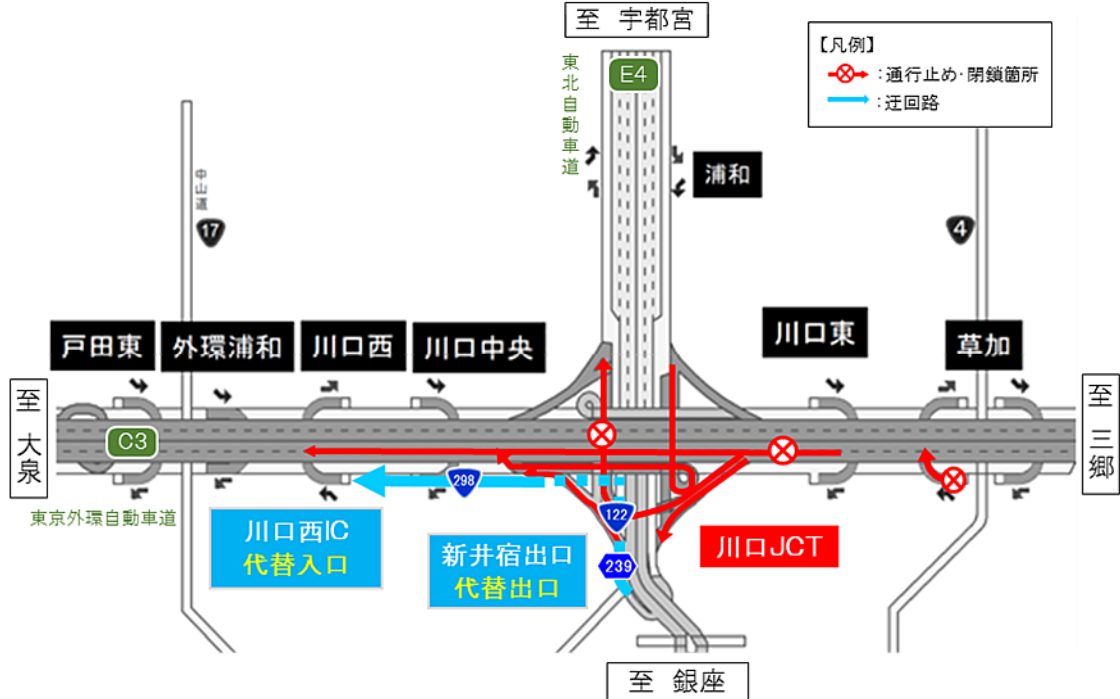
川口東IC⇒新井宿入口を迂回した場合、所要時間は約3分(通常約2分)かかる見込みです。



【1】-⑤ 首都高 川口線 銀座方面から外環道(内回り)大泉方面へ向かう場合

水色矢印のとおり、首都高 川口線 新井宿出口から流出し、県道239号を直進し、国道122号を経て国道298号との交差点を左折、国道298号を直進し、外環道(内回り)川口西ICをご利用ください。

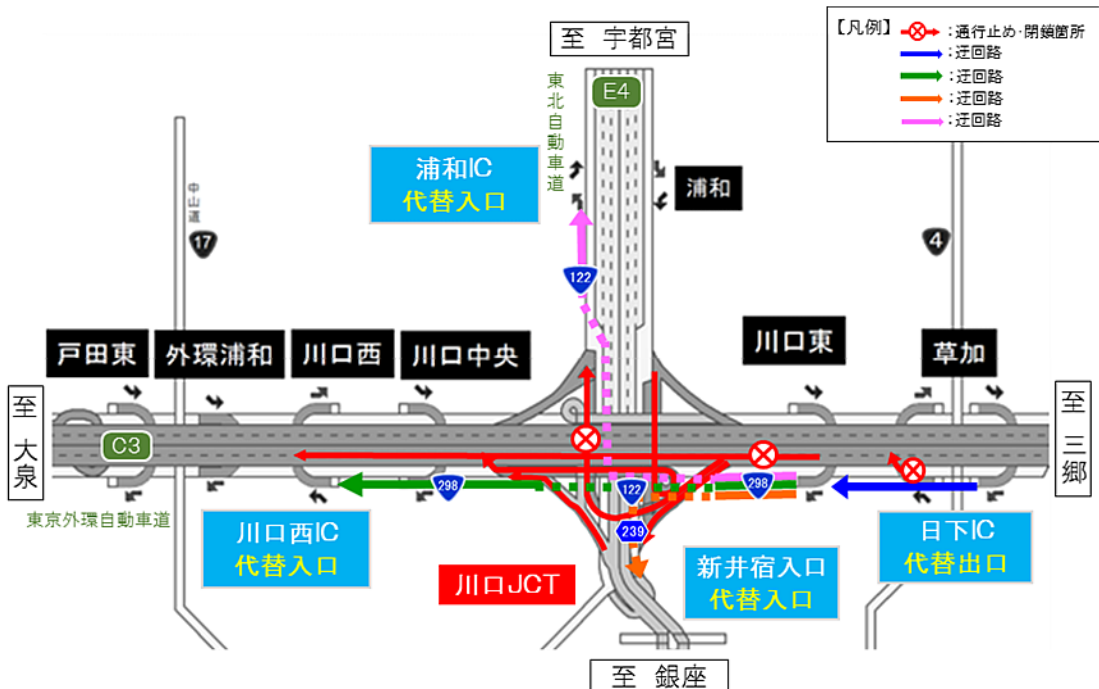
新井宿出口⇒川口西ICを迂回した場合、所要時間は約10分(通常約7分)かかる見込みです。



【1】-⑥ 草加IC(内回り)入口から大泉方面、首都高 川口線 銀座方面、東北道(下り)宇都宮方面へ向かう場合

青色矢印のとおり、国道298号を大泉方面に進み、大泉方面は緑色矢印のとおり【1】-①、銀座方面は橙色矢印のとおり【1】-②、宇都宮方面は桃色矢印のとおり【1】-③の案内のとおり迂回ください。

草加IC入口を迂回した場合、所要時間は大泉方面で約12分(通常約7分)、銀座方面で約8分(通常約5分)、宇都宮方面で約16分(通常約8分)かかる見込みです。

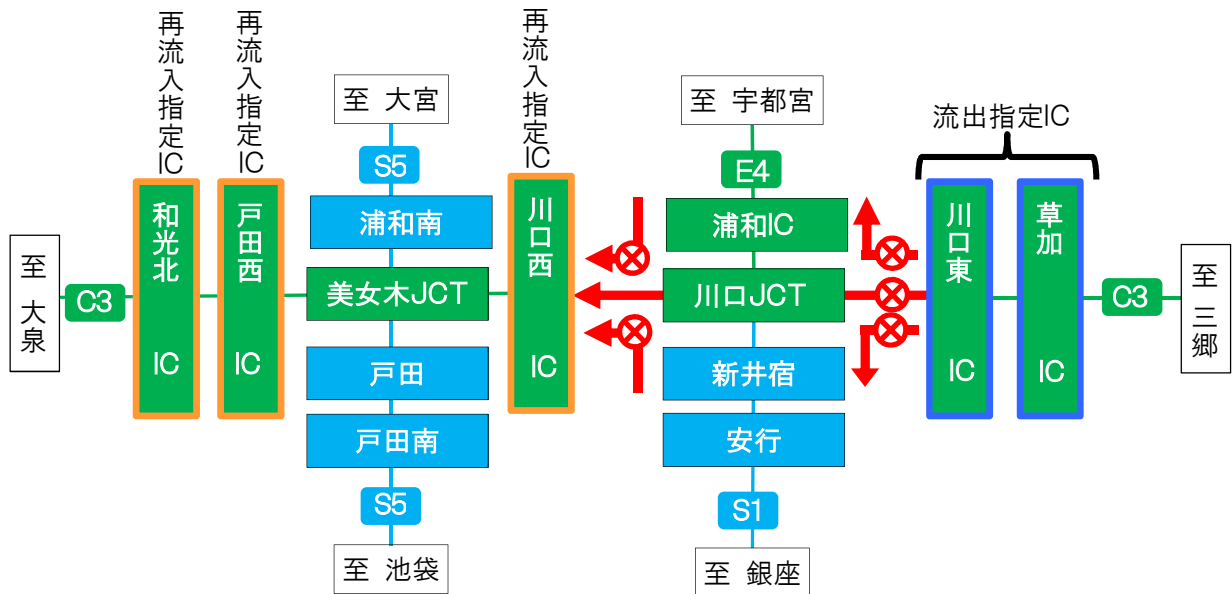


3. 通行止めに伴う乗継調整について

通行止めにより高速道路を一旦流出し、通行止め区間を迂回して、再流入して順方向に乗り継がれるお客さまには、ご利用区間に応じて通行料金を調整する「乗継調整」を実施します。

○乗継指定IC

通行止め箇所	流出指定IC	再流入指定IC
【外環道(内回り)】 川口東IC⇒川口西IC	【外環道(内回り)】 川口東IC 草加IC	【外環道(内回り)】 川口西IC 戸田西IC 和光北IC



◆乗継調整のご利用方法

《ETCのお客さま》

- ETCをご利用のお客さまは、流出指定ICを無線走行していただき、再流入指定ICも無線走行をお願いします。(ETC車には「乗継証明書」は発行されません)
- 乗り継ぎされた走行を一つの走行とみなして、ETC時間帯割引を適用します。
なお、通行料金は請求時の調整となるため、料金所での料金表示器と異なる場合があります。
- 全行程で同一のETCカードを挿入して、料金所のETCレーンを通行してください。

《現金等のお客さま》

- 現金等でお支払いのお客さまは、再流入指定ICの料金所係員に通行止めによる再利用である旨お申し出ください。

《ETC・現金等のお客さま共通》

- 流出指定ICで流出後、通行止めが解除された場合は、順方向にある通行止め区間内のIC(流出指定ICを含む)から再流入されても料金調整を行います。